

学生相談・特別支援センター  
特別支援室



## アクセス

### 相談の申込み・お問い合わせ

学生相談・特別支援センター 特別支援室

〒980-8576  
仙台市青葉区川内41

TEL: (022) 795-7696 (直通) 内線7696  
FAX: (022) 795-4950  
MAIL: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp  
ホームページ: <http://www.ucc.he.tohoku.ac.jp/>

開室時間:  
月曜日～金曜日 9:30～17:00  
(祝日及び年末年始は閉室)

FDの開催や個別の相談など、  
部局や教職員へのサポートも行っています。  
お気軽にご相談ください。

# 東北大における 障害のある学生への支援について

東北大 高度教養教育・学生支援機構  
学生相談・特別支援センター 特別支援室

## 障害のある学生への合理的配慮について

### 国立大学では合理的配慮が法的義務

平成 28 年 4 月より、「障害者差別解消法※」が施行されます。これにより、国・地方公共団体等（国立大学を含む）では社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を提供することが法的義務と位置づけられます。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

### 障害（disability）とは

機能障害（impairments）のある人と態度及び環境の障壁（barriers）との相互作用から生じるもので、個人の問題ではなく、個人と環境との関係性の問題であることを意味しています。

### 合理的配慮とは

障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で社会的障壁の除去のために行う変更や調整のことです。その内容は具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものです。

## 本学における基本的な姿勢および体制について

- ① 障害のある学生が、差別なしに、かつ他の学生と平等に高等教育一般の機会を与えられることを確保するため、障害のある学生に必要かつ合理的な配慮が提供されることを確保していきます。
- ② 必要かつ合理的な配慮の提供を行っていくため、入学から卒業に至るまでの支援の実現へ向けた体制づくりを進めています。
- ③ 東北大学は障害学生支援の全学的専門部署として、平成 26 年 4 月より学生相談・特別支援センター内に特別支援室を設置しました。
- ④ 大学として合理的配慮の提供が義務づけられ、各部局も特別支援室もその義務を果たさなければなりません。特別支援室は学内教職員との連携のもと、障害のある学生への個別的な支援を行うとともに、様々な活動を展開しながら大学全体の支援力の向上を目指します。

### 社会的障壁とは

障害のある者にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるような事物（利用しにくい設備など）、制度、慣習（障害者の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障害者への偏見など）その他一切のものです。

### 人権保障及び差別解消の為の国際条約

日本は国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に平成 26 年 1 月に批准し、グローバルスタンダードとしての人権保障・差別解消に向けた取り組みを始めました。

## 障害のある学生への支援のために

### 1 特別支援室が担う支援活動

特別支援室における支援  
—> 来談者への個別支援  
—> 来談者の関係者（教職員、部局等）への支援

特別支援室では、面接の中で学生や関係者の抱える不安・心配を受け止め、助言を行ったり、必要な配慮の実現につなげるなどの個別支援を実施するほかに、以下のような活動を通して全学的な支援体制づくりを目指していきます。

- |                            |                       |                                 |
|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| ▪ 教職員へのコンサルテーション（助言）       | ▪ 家族との連携や家族への支援       | ▪ 関係部署や教職員との連携・協働による支援ネットワークの構築 |
| ▪ 全学及び部局の FD 等を通しての広報・啓発活動 | ▪ 特別支援の実践方法等に関する調査・研究 | ▪ 他機関・他大学等との連携・ネットワーク形成         |

### 2 障害の種別に応じた配慮の例

障害のある学生への配慮は、左ページで述べたように多様で個別性があります。障害の種別に応じた配慮の代表的なものは、以下になります。これらは特別支援室と各部局、授業担当者、事務職員等の連携の下に行います。

- |         |   |
|---------|---|
| ▪ 視覚障害  | 資料等の電子データ化やそれらの点証・音声変換、拡大読書器や照明器具の使用等   |
| ▪ 聴覚障害  | （パソコン）ノートテイク、授業内容の視覚化（レジュメ等）、話す速さへの配慮等  |
| ▪ 肢体不自由 | 優先席の確保、移動や作業に時間がかかる点への配慮、紙媒体を電子媒体にする等   |
| ▪ 内部障害  | 入院や通院に伴う欠席への配慮、実技の代替え課題の用意、途中退室・休憩の許可等  |
| ▪ 発達障害  | 注意事項等の文書による伝達、レポート提出期限への配慮、休憩室の確保、別室受験等 |

教職員と連携し、障害学生のためのより良い支援を具現化していきます。ぜひご利用ください。